

新旧対比表(2024年1月4日改定)

(下線部分が改定箇所)

当座キャッシュカード規定

現状	改定後
<p>3. (支払機による預金の払戻し)</p> <p>(1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出は必要ありません。</p>	<p>3. (支払機による預金の払戻し)</p> <p>(1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>当座小切手または払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p>
<p>4. (振込機による振込)</p> <p>振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座小切手の振出しは必要ありません。</p>	<p>4. (振込機による振込)</p> <p>振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、<u>当座小切手または払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p>
<p>5. (預入払出機による振替入金)</p> <p>(1) 当行の預入払出機を使用して振替をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って預入払出機に当座勘定のカードおよび振替入金 口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻当座勘定の小切手の振出および入金口座の入金票の提出は不要です。</p>	<p>5. (預入払出機による振替入金)</p> <p>(1) 当行の預入払出機を使用して振替をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って預入払出機に当座勘定のカードおよび振替入金 口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻当座勘定の小切手の振出<u>または払戻請求書</u>および入金口座の入金票の提出は不要です。</p>
<p>6. (自動機利用手数料等)</p> <p>(2) 自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。</p> <p>(3) 当行の振込機を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。</p>	<p>6. (自動機利用手数料等)</p> <p>(2) 自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、<u>当座小切手または払戻請求書</u>なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。</p> <p>(3) 当行の振込機を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の当座勘定からの払戻し時に、<u>当座小切手または払戻請求書</u>なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、<u>カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。</u></p>

新旧対比表(2024年1月4日改定)

(下線部分が改定箇所)

マイカード プラス・ローン規定

現状	改定後
<p>8. (自動引落し)</p> <p>(1) 前条による返済は、自動引落しの方法により、返済用口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず引落しが行われることとし、借主は、毎月返済日までに返済額相当額を返済用口座に預け入れるものとします。なお、万一預入れが遅延した場合には、当行は、預入れ後いつでも同様の取扱いができるものとします。</p>	<p>8. (自動引落し)</p> <p>(1) 前条による返済は、自動引落しの方法により、返済用口座から各預金規定にかかわらず、通帳ならびに払戻請求書または当座小切手によらず引落しが行われることとし、借主は、毎月返済日までに返済額相当額を返済用口座に預け入れるものとします。なお、万一預入れが遅延した場合には、当行は、預入れ後いつでも同様の取扱いができるものとします。</p>

貸金庫規定

現状	改定後
<p>第4条(使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、契約満了日の属する月の翌月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ、使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日から1年分を前払いしてください。</p>	<p>第4条(使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、契約満了日の属する月の翌月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、各預金規定にかかわらず、通帳ならびに払戻請求書または当座小切手によらず払戻しのうえ、使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日から1年分を前払いしてください。</p>

セーフティーバッグ保護預り約定

現状	改定後
<p>5.手数料</p> <p>(1) この保護預りの手数料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年10月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日から日割計算により支払ってください。</p>	<p>5.手数料</p> <p>(1) この保護預りの手数料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年10月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、各預金規定にかかわらず、通帳ならびに払戻請求書または当座小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日から日割計算により支払ってください。</p>